

東京家裁家事第1部（財産管理係、後見センター、ハーグ係）
執務室仮移転のお知らせ

令和5年12月
東京家裁家事第1部

この度、東京家裁家事第1部1係（財産管理係）、2係（後見センター）、3係（ハーグ係）は、東京家裁庁舎2階から8階に仮移転することになりました。2階での執務は令和6年2月9日（金）まで、8階での執務開始は令和6年2月13日（火）からとなりますので、同日以降の来庁、書類提出等は8階にお願いします。

また、この仮移転に伴い、2月7日（水）から2月14日（水）までの間は、郵送、窓口での書類受領は通常どおり行いますが、その他の業務は縮小します。各種の申立てやお問合せをいただいた際には、通常よりもお時間をいただくなど、ご不便をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、上記期間中に信託等の一時金交付申請など、お急ぎの申立て等を行う予定がある場合には、2月6日（火）までに担当書記官にお申し出ください。

おって、ファックスは機器の入替作業のため、2月9日（金）午後6時から2月13日（火）午前9時までの間は停止します（通信不可）。

令和6年2月13日（火）以降の住所・連絡先

〒100-8956

東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

（変更なし。郵送の際、階数の表示は不要です。）

東京家庭裁判所家事第1部

1係（財産管理係）

電話 03-3502-7106 （変更なし）

FAX 03-3591-3963 （変更なし）

2係（後見センター 受付係）

電話 03-3502-5359

（受付係以外の係も含めて変更なし）

FAX 03-3591-3964 （変更なし）

3係（ハーグ係）

電話 03-3502-5375 （変更なし）

FAX 03-3591-3964 （変更なし）